

反 訴 状

令和 7 年 6 月 2 日

東京地方裁判所民事第 1 4 部ろD係 御中

反訴原告（本訴被告）訴訟代理人弁護士 石 森 雄 一 郎
同 訴訟代理人弁護士 山 内 順



〒106-0032 東京都港区六本木 6 - 2 - 3 1 六本木ヒルズノースタワー 9 階
郷原総合コンプライアンス法律事務所内

反訴原告（本訴被告） 郷 原 信 郎

〒730-0004 広島県広島市中区東白島町 1 9 - 7 3 エスペランス城北 6 0 1
石森総合法律事務所（送達場所）

電 話：0 8 2（8 3 6）7 8 3 0

F A X：0 8 2（8 3 6）7 8 6 7

反訴原告（本訴被告）訴訟代理人弁護士 石 森 雄 一 郎

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 1 - 4 - 2 0 - 1 0 0 7

反訴被告（本訴原告） 福 永 活 也

損害賠償請求事件

訴訟物価額 金 5 5 0 万円

貼用印紙額 金 3 万 2 0 0 0 円

上記当事者間の御庁令和7年（ワ）第11325号損害賠償請求事件について、本訴被告は次のとおり反訴を提起する。

請 求 の 趣 旨

- 1 反訴被告は反訴原告に対して、金550万円及びこれに対する本反訴状送達の日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え
- 2 訴訟費用は反訴被告の負担とする
との判決を求める。

請 求 の 原 因

第1 請求原因

1 不法行為①

（1）訴えの提起自体が不法行為となる場合

当該訴訟において提訴者の主張した権利または法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものであるうえ、提訴者がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのに敢えて訴えを提起した場合など、訴えの提起が裁判制度の制度趣旨に照らして著しく相当性を欠くと認められる場合は、訴えの提起自体が不法行為を構成する（最高裁判所第三小法廷昭和63年1月26日判決）

そして、反訴被告の本訴提起は、上記規範を満たすものであり、反訴原告に対する不法行為に該当する。以下述べる。

（2）提訴者の主張した権利または法律関係が事実的、法律的根拠を欠くも こと

ア 反訴被告が提起した本訴は、令和6年12月7日のX（旧ツイッター）

における反訴原告の投稿（以下「本件投稿」という。甲3）では、

①郷原弁護士は、過去に何件も刑事告発を行っているが、ほとんどで負けている（以下「本件投稿①部分」という。）

②郷原弁護士は、ヤメ検でテレビにしょっちゅう出ており、マスコミの手先のような弁護士。今回もマスコミの意向に沿って告発して、テレビに出てもらうことが目的だ（以下「本件投稿②部分」という。）

と反訴被告がユーチューブライブで行っていた発言を要約した箇所があり、反訴被告は当該発言要約箇所について

「本件投稿①部分については、被告（反訴原告）による刑事告発を敢えて勝ち負けで表現した場合に、負けとは告発した事件が処罰されない決着になることを指すが、刑事告訴には本来的に勝ち負けなどないものの、ほとんどが立件に至らなかったことを敢えて述べることはあたかも被告（反訴原告）が十分な調査や検討をせずに刑事告訴を乱発しているといった印象をもたらし、被告（反訴原告）の社会的評価を低下させる。また、本件投稿②部分については、被告（反訴原告）が「明らかに事実反し、私にとって全く正反対の事実であり、到底許容し難いものです」と述べているものであるが、公平中立な客観的正義を追求する被告（反訴原告）において、あたかも自らの信念を捻じ曲げて、テレビに出たいがためにマスメディアに媚びてマスコミが求める言動をする人物との印象をもたらし、被告（反訴原告）の社会的評価を低下させる」（訴状3頁、4頁）

と述べて、仮にそのような発言を反訴被告が行っていたとすれば、反訴原告の社会的評価を低下させる名誉毀損行為に当たることを認めた上「このような発言は一切していない」（訴状4頁）

として、発言の存在自体を否定したうえで、

「本件投稿を閲覧した一般閲覧者は、あたかも原告（反訴被告）が同業者であり大先輩でもある反訴原告の社会的評価を低下させるような虚偽事実を拡散させていると理解し、反訴被告に対して無責任で信用ならない人物であるとの印象を抱くのであって、本件投稿は反訴被告の社会的評価を低下させる」（訴状4頁）

として、本件投稿①部分及び本件投稿②部分にある「反訴被告が動画上で行った発言の要約」部分そのものが反訴被告に対する名誉毀損行為であると主張して（以下、「本件反訴被告主張」という）、本訴を提起している。

反訴被告は、名誉毀損の請求原因（本訴）について、

①仮に本件投稿①部分及び本件投稿②部分と同趣旨の発言を反訴被告が YouTube ライブで発言をしていたとすれば、反訴原告の社会的評価を低下させる名誉毀損に当たる

②しかし、反訴被告はそのような発言はしていない

③反訴原告の本件投稿①部分及び本件投稿②は部分は「反訴被告が発言していないこと」を発言したかのように事実摘示した

という虚偽の発信によって、反訴被告の社会的評価を低下させるものであると主張しているものである。

すなわち、反訴被告の名誉毀損の請求原因は、「反訴被告が発言していないことを発言した」かのように事実摘示したという反訴原告の本件投稿が虚偽であることが核心となる事実であり、それが虚偽ではなく、反訴被告が本件投稿①部分及び本件投稿②部分の趣旨の発言を YouTube ライブで行っていたとすれば、請求原因そのものが根本的に否定される

ものである。

イ そして、本訴が請求認容されるためには、本件反訴被告の主張が認められることが名誉毀損を理由とする損害賠償請求として必須要件となる。

ウ しかし、本訴答弁書・第3・第4項で詳細に主張しているとおり、本件投稿①部分及び本件投稿②部分のもととなるユーチューブライブでの反訴被告による発言は存在している（乙4・動画②、動画③、乙5の2）。

一般的な名誉毀損の不法行為をめぐる訴訟では、「事実の摘示」による反訴被告の社会的評価の低下自体には争いがなく、それについて、「公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的でされた場合」に当たるか、摘示された事実が重要な部分について真実であると証明されるか、真実の証明がなくとも、それが真実であると信ずるにつき相当な理由がある時は故意過失がなく、いずれも不法行為が成立しない」として不法行為が否定されるかどうか争点となるが、本件は、上記のとおり、反訴被告が主張する名誉毀損の請求原因が特異なものであり、かかる反訴被告の請求原因について、「『反訴被告が発言していないこと』を発言したかのように事実摘示した」との事実自体が最大の争点となっており、反訴被告が主張する名誉毀損の請求原因事実自体に根拠が存在しないという極めて特異な事案である。

エ よって、提訴者である反訴被告の主張した権利または法律関係が事実的、法律的根拠を欠くことは明白である。

（3）反訴被告が本訴に理由がないことを知りながら又は容易にそのことを知りえたのに敢えて訴えを提起したこと

ア 本件投稿（甲3）は、令和6年12月7日に発信されたものであるが、その冒頭部分に

「福永先生に引用ポストしても反応がなく、リプライの中に「福永先生は、友人と Youtube ライブ中」というコメントがあったので、しばらく、そのライブを見ました（結局、私が起きている間には終わりませんでしたが）。その中で…」

との記載がある。

その上で、反訴原告は同 Youtube ライブ中の反訴被告の発言を要約して記載している。

イ つまり、本投稿から、

①反訴原告が要約している「反訴被告の発言」は令和6年12月7日になされた本投稿から近接した日時に行われた Youtube ライブでの発言であること

②同 Youtube ライブは反訴被告と同人の友人が出演していることが容易に分かる。

ウ そして、本件投稿での要約された「反訴被告の発言」の元動画は、本件投稿の前日である令和6年12月6日に行われた Youtube ライブである（乙4・動画②、動画③、乙5の2）。

さらに、実際に訴状提出前に、反訴被告は Youtube 動画において

「で、ただこの郷原弁護が引用した①と②なんですけど、これ僕言っていないんですね、このライブ配信で。はい。で、まあ堂々とライブ配信は非公開とかにせず公開したままにしているので、郷原弁護士は改めて僕の動画を確認してもらえればいいんですけど、僕こんなこと言っていないくて」

と話し、実際に該当するであろう動画を確認したとしている（乙4・動画①、乙5の1）。

エ よって、反訴被告は、自身が本件投稿において要約された「反訴被告の発言」が実際に存在していること知りながら、又は通常人であれば容易にそのことを知りえたとのに敢えて本訴を提起している。

(4) その他、訴えの提起が裁判制度の制度趣旨に照らして著しく相当性を欠くことの基礎事情

ア 令和7年6月2日付本訴被告答弁書「第4 本案前の主張（訴権の濫用）」でその詳細を主張しているとおり、①反訴被告は、本訴提起について名誉毀損による被害回復という実態的権利の実現ないし紛争解決を真摯に目的とせず、②訴訟提起により反訴原告を訴訟当事者とする事で、被告の言説の信用性を落とし、訴訟外で被告に対し有形無形の被害を与え、③自身のYouTube動画の視聴数を稼ぐことを目的として本訴提起を行っている。

イ これは、実体的権利の実現ないし紛争解決という民事裁判制度の趣旨に照らして著しく相当性を欠く事情である。

(5) 結語

以上より、反訴被告が提起した本訴は権利または法律関係が事實的、法律的根拠を欠くことが明白である上に、反訴被告がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのに敢えて本訴を提起していることも明らかである。

そして、本訴提起が反訴原告に対して訴訟外での有形無形の被害を与えること等を目的とし、実態的権利の実現や紛争解決を目的としないものであり、反訴被告による本訴提起は裁判制度の制度趣旨に照らして著しく相当性を欠く。

よって、反訴被告の本訴提起は、それ自体が不法行為を構成することは

明らかである。

2 不法行為②

反訴被告は、同月6日に、同人が管理・運営するユーチューブチャンネルで「友人とのライブ」を配信（以下「本件動画」という。）しており、深夜まで3時間近くにわたって行われたが、その中で、以下の発言を行っている。

（1）本件動画5分20秒から（乙4・動画②、乙5の2）

ア 「郷原弁護士が過去に刑事告発したやつも、全然立件もされなかったやつとかも全然あるので。だから今回も、『これは犯罪は成立する！』って言ってるんですけども、過去にあなた、自信持って刑事告発したやつ空振ってるじゃないですかって話なんですよ、ま、成績から言ったら。だから郷原弁護士の『これは犯罪が成立します！』の彼の見解っていうのはそもそもあてにならないんですよ。それがあてになるんだったら、じゃあ今まで刑事告発空振ったのはじゃあ適当にやってたんですか？って話じゃないですか。今までも彼なりに確信を持って刑事告発してたはずなんで、それでも全然打率高くないですよって話なんで、それは結果論ですけどね。」

イ 反訴被告による本件動画の上記発言は、反訴原告が複数の刑事告発を行い、立件されていないものがあることを強調したうえで、「自信をもって刑事告発したものが空振りになっている（つまり不起訴となっている）じゃないですかって話なんですよ、ま、成績から言ったら」と表現することで、反訴原告が過去に行った刑事告発の「多く」が立件もされず「空振り」りになっている、それが、反訴原告が行ったこれまでの告発の「成績」だと強調するものである。

ウ かかる反訴被告による本件動画の上記発言は本件投稿①部分と同趣旨でなされており、上記発言は、一般視聴者をして「反訴原告が十分な調査や検討をせずに刑事告訴を乱発している」との印象をもたらし、同人の社会的評価を低下させるものである。

(2) 本件動画 1 時間 1 1 分 5 5 秒から (乙 4・動画③、乙 5 の 2)

ア 本件動画では、反訴被告の友人とされる高橋なる人物の

「でもやっぱりニュースとか文字面だけ見ると、告発っていう字だとやっぱり犯罪を犯したふうに見えますよね。」

という発言のあとに反訴被告が以下の発言をしている。

「やっぱり郷原弁護士とかはさ、地上波とかにも出てる先生なので、要はオールドメディアって言われているマスメディア側にわりとこう付度する立場なんですよ、その方が使ってもらえるし。だから斎藤知事をいかに悪く言うかっていう方向性の、まあ誘導が働いているんですよ、そういう力が。で、いろんなニュースサイトとかも基本的には斎藤さんがおかしいっていう方向の記事ばっか出てるんですけど、そこにコメントしてる弁護士とかもまあ基本的にはたぶんそっちの大手のマスメディアに媚びて、仕事欲しいと思ってるようなやつらばかりなんですよ。」

イ 反訴被告による本件動画の上記発言は、同人の友人が「告発」という字面から「被告発者は犯罪を犯したという様に見える」と発言した直後になされており、「反訴原告がマスメディアに付度する立場」であり、その様な立場に立つことで「マスメディアから仕事がもらえる」としたり、「マスメディアにコメントを出している弁護士などは大手メディアから仕事をもらおうとしている」と発言することで、「反訴原告がマスメディアの仕事をもらうために、マスメディアに付度した世論誘導の趣

旨で本件告発をした」とするものである。

ウ かかる反訴被告による本件動画の上記発言は本件投稿②部分と同趣旨でなされており、上記発言は、一般視聴者をして「公平中立な客観的正義を追求する反訴原告において、あたかも自らの信念を捻じ曲げて、マスメディアに出演したいがために、マスメディアにこびてマスコミが求める言動をする人物」との印象をもたらし、同人の社会的評価を低下させるものである。

(4) 小括

上記の本件動画内での反訴被告の発言は、反訴原告の本件投稿における本件投稿①部分及び本件投稿②部分で指摘した内容と同趣旨であるが、反訴被告自身が、本件投稿①部分及び本件投稿②部分に相当する発言を行っているとするれば、「郷原先生の社会的評価を低下させる」ことを認めている（訴状4頁）。

したがって、上記2つの発言が存在する以上、反訴被告が、上記 Youtube ライブにおいて、反訴原告に対する名誉毀損の不法行為を行ったことは明らかである。

3 損害

(1) 慰謝料

反訴被告の各不法行為によって、反訴原告が被った精神的損害は不法行為①について250万円、不法行為②について250万円をくだらない。

(2) 弁護士費用

反訴被告の各不法行為と相当因果関係にある弁護士費用は、損害金の1割が相当であるから、その金額は50万円となる。

4 結語

よって、反訴原告は、反訴被告に対し、不当訴訟の提起及び名誉権侵害を内容とする不法行為責任に基づく損害賠償請求権として金 5 5 0 万円及び本反訴状送達の日から支払い済みまで民事法定利率である年 3 分の割合による金員の支払いを求める。

以上